

「論点 1. 資産運用規制の在り方」 ～各論点に関連する現行法令・通達～

1. 受託者責任の在り方

分散投資

【厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）】

（年金給付等積立金の運用）

第百三十六条の三

5 第一項の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行われなければならない。

【厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）】

（年金給付等積立金の運用）

第三十九条の十五 基金は、年金給付等積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン

（平成 9 年 4 月 2 日年発第 2548 号）】

三 理事

（2） 基本的な留意事項

（分散投資義務）

基金に係る資産の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない。ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りでない。

善管注意義務

【民法（明治 29 年法律第 89 号）】

（受託者の注意義務）

第 6 4 4 条 受託者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

【厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）】

（年金給付等積立金の運用）

第百三十六条の三

5 第一項の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行われなければならない。

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン
(平成9年4月2日年発第2548号)】

三 理事

(1) 一般的な義務

② 一般的基準

- 理事は、管理運用業務について、常勤・非常勤の勤務形態やその職責の内容に応じ、理事として社会通念上要求される程度の注意を払い、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

特に、管理運用業務を執行する理事（理事長、管理運用業務を行う常務理事及び運用執行理事等。以下「理事長等」という。）は、管理運用業務に精通している者が、通常用いるであろう程度の注意を払って業務を執行しなければならない。

(11) 理事の責任

① 管理運用に係る意思決定に関する理事の責任

(理事の義務)

- 理事は、常勤・非常勤にかかわらず、基金から委任を受け、理事会において管理運用業務に関する意思決定を行うが、その勤務形態及び職責の内容に応じ善管注意義務及び忠実義務を負う。

(理事の責任)

- 理事は、管理運用業務に関する意思決定について善管注意義務又は忠実義務に違反した場合には、基金に対し連帯して損害賠償責任を負う。

② 管理運用業務の執行に関する理事の責任

(理事長の義務)

- 理事長は、管理運用業務の執行全般について基金に対し善管注意義務及び忠実義務を負う。他の理事への権限委任、他の理事による補佐又は報酬受領の有無にかかわらず、その義務を免れることはできない。

(管理運用業務を執行する理事の義務)

- 管理運用業務を執行する理事（運用執行理事、常務理事等）は、基金に対し善管注意義務及び忠実義務を負う。

なお、自家運用を行う基金の運用執行理事は、積立金の運用すべてを外部の機関に委託している基金の運用執行理事に比べ、運用に関する高い水準の専門的能力が求められる。

(理事長等の責任)

- 理事長等が管理運用業務の執行に当たり善管注意義務又は忠実義務に違反した場合には、連帯して基金に対し損害賠償責任を負う。その場合、理事会の意思決定において理事長等の反対意見が会議録（議事録）にとどめ

られていたとしても、理事長等がそれに基づき管理運用業務を執行したときには、責任を問われる可能性がある。

③ 義務履行の評価

(職務遂行過程による判断)

- 理事が義務を果たしたかどうかは、運用実績などの結果で判断するのではなく、職務遂行の時点を基準として、その職務遂行の過程が適切かどうかにより判断すべきものである。

(状況に応じた評価)

- 理事が義務を果たしたかどうかは、意思決定や業務執行の時点における基金の実状その他の具体的な状況に照らして総合的に判断すべきものである。

忠実義務

【厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）】

(理事の義務及び損害賠償責任)

第二百十条の二 理事は、前条第三項に規定する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事が前条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為等)

第二百十条の三 理事は、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

- 2 基金は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

【厚生年金基金規則（昭和 41 年厚生省令第 34 号）】

(理事の禁止行為)

第六十四条の二 法第二百十条の三第一項 に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 特別の利益の提供を受けて、年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約を基金に締結させること。
- 二 法第三百三十六条の三第一項第四号 二又は同項第五号 へに規定する契約において、当該契約に係る信託会社若しくは信託業務を営む金融機関(以下この号において「信託会社等」という。)

に指図して自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券を当該信託会社等に取得させ、又は当該信託会社等に指図して当該契約に係る有価証券を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

- 三 法第百三十六条の三第一項第四号 イ若しくはロ又は同項第五号 イからホまでに規定する契約において、自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券を当該基金に取得させ、又は当該基金に当該契約に係る有価証券を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン (平成9年4月2日年発第2548号)】

三 理事

(1) 一般的な義務

② 一般的基準

- 理事は、その職務の遂行に当たり、もっぱら加入員等の利益を考慮すべきであり、これを犠牲にして自己又は加入員等以外の者の利益を図ってはならない。

(10) 利益相反

① 法令上の禁止行為等

(禁止行為)

- 理事は、次の行為をしてはならない（法第120条の3及び規則第64条の2参照）。

ア 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的で、特別な利益の提供を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を基金に締結させること。

イ 自家運用を行う場合において、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的で、自己又は自己と利害関係のある者の有する有価証券を自家運用に係る資産で買い取ること。特定信託契約（法第136条の3第1項第4号2又は同項第5号へに規定する運用方法を特定する信託の契約をいう。以下同じ。）を締結している場合には、この旨を信託銀行に指図すること。

ウ 自家運用を行う場合において、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的で、自己又は自己と利害関係のある者に対し、自家運用に係る有価証券を売り渡すこと。特定信託契約を締結している場合には、この旨を信託銀行に指図すること。

(特別な利益の提供)

- 「特別な利益の提供」とは、一般の人や一般の場合と比較して有利な条件で与えられる利益又は一般の人には与えられない特恵的若しくは独占的

利益の提供をいい、例えば、金銭の提供、有利な条件による物品等の譲渡、貸付その他信用の供与又は役務の提供等がこれに該当すると考えられる。

(利害関係のある者)

- 「自己と利害関係のある者」としては、例えば、理事の親族、事業主及びその役員等が考えられる。

(公務に従事する者としての行為)

- 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされるため(法第121条参照)、上記の禁止行為に該当しない場合であっても、運用受託機関等から特別な利益の提供を受けてはならない。

② 忠実義務違反のおそれがある行為

- 下記の a、b 及び c の条件を満たすことなく、例えば、理事がア、イ、ウ等の行為を行う場合には、忠実義務違反を生じるおそれがあることに留意する必要がある。

a 運用受託機関と積立金の管理及び運用に関する契約を締結することにつき、当該運用受託機関の適正な評価を行った結果である等合理的な理由があること。

b 基金が締結する契約の条件が、通常の契約の条件に比べ基金にとって不利なものでないこと。

c 運用受託機関に対する指示や指図が基金に不利益をもたらすものでないこと。

ア 事業主と運用受託機関又は資産管理機関(運用受託機関又は資産管理機関と緊密な資本又は人的関係のある会社を含む。)との間に緊密な資本関係、取引関係又は人的関係がある場合において、基金をして当該運用受託機関又は資産管理機関との間で、基金の積立金の管理及び運用に関する契約を締結させること。

イ 自家運用の場合において、特定信託契約を締結している信託銀行に対し、事業主又は事業主と緊密な資本若しくは人的関係のある会社(以下「関係会社」という。)が発行する有価証券を購入するよう、指図すること。

ウ 運用受託機関に対し、事業主又は関係会社である証券会社等と有価証券の売買を行ったり、これに売買の委託を行うよう、指示すること。

③ 事業主への注意喚起

- 理事は、管理運用業務の執行に当たっては、もっぱら加入員等の利益を考慮すべきであり、事業主の利益に配慮することが加入員等の利益を犠牲にするような場合には、基金に対する忠実義務に違反することについて、事業主の理解が得られるよう努めなければならない。

2. 基金の運用体制・運用プロセス

基金の運用体制

【厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）】

（役員職務）

第百二十条 （略）

2 （略）

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

4・5 （略）

【厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）】

（年金給付等積立金の運用）

第三十九条の十五 （略）

2 基金は、管理運用業務を執行する理事を置かなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、年金給付等積立金の運用に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

【厚生年金基金規則（昭和 41 年厚生省令第 34 号）】

（年金給付等積立金の運用）

第四十一条の六 基金は、次の各号に掲げるところにより、年金給付等積立金の運用を行うよう努めなければならない。

一 法第三十六条の三第一項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。

二 当該基金に使用され、その事務に従事する者として、前号の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くこと。

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン

（平成 9 年 4 月 2 日年発第 2548 号）】

三 理事

（9） 自己研鑽

○ 理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めなければならない。

資産運用委員会

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン (平成9年4月2日年発第2548号)】

六 資産運用委員会

(設置)

- 理事長等を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。

(役割)

- 資産運用委員会の役割としては、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関の評価等に関し、理事長等へ意見を述べること等が考えられる。資産運用委員会の委員は、基金の個別事情に応じて審議することになるが、もっぱら加入員等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入員等以外の者の利益に配慮すべきではない。

(構成)

- 資産運用委員会は、理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、基金の実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。

(位置付け等)

- 資産運用委員会の位置付けや開催の手続き等については、各基金の実状に応じて定められるべきものであるが、基金の業務の執行に関する意思決定はあくまで理事会で行うべきものであることに留意する必要がある。

運用コンサルタント

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン (平成9年4月2日年発第2548号)】

三 理事

(8) 運用コンサルタント等の利用

(運用コンサルタント等の利用)

- 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる。
- なお、運用受託機関の選任又は運用評価に関する助言の契約を運用受託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある機関と締結する場合、助言の中立性・公正性の確保に十分留意する必要がある。

(契約内容の明確化)

- 運用コンサルタント等と契約を締結するに当たっては、基金が運用コンサルタント等に助言を求める範囲及び運用コンサルタント等の義務を明確にしておかなければならない。

(契約締結の手続き)

- 運用コンサルタント等との契約は、助言を求める理由及び当該運用コンサルタント等の選任の理由を明らかにした上、理事会等基金内部の意思決定手続きにしたがって締結しななければならない。

(契約上の義務の違反)

- 理事長等は、運用コンサルタント等が契約上の義務に違反した場合には、運用コンサルタント等の責任を問わなければならない。

運用の基本方針

【厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）】

(年金給付等積立金の運用に関する基本方針等)

第三百六条の四 基金は、年金給付等積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 前項の規定による基本方針は、この法律（これに基づく命令を含む。）その他の法令に反するものであつてはならない。
- 3 基金は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる方法（政令で定める保険料又は共済掛金の払込みを除く。）により運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。

【厚生年金基金規則（昭和 41 年厚生省令第 34 号）】

(年金給付等積立金の運用)

第四十一条の六 基金は、次の各号に掲げるところにより、年金給付等積立金の運用を行うよう努めなければならない。

- 一 法第三百六条の三第一項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。

(運用の基本方針)

第四十二条 法第三百六条の四第一項 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 年金給付等積立金の運用の目標に関する事項
- 二 法第三百六条の三第一項の規定による運用（令第三十九条の十六に規定する保険料又は共済掛金の払込みを除く。）に係る資産の構成に関する事項
- 三 法第三百六条の三第一項第一号から第三号までに規定する信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九

項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この条において「運用受託機関」という。)の選任に関する事項

四 運用受託機関の業務（以下この項において「運用業務」という。）に関する報告の内容及び方法に関する事項

五 運用受託機関の評価に関する事項

六 運用業務に関し遵守すべき事項

七 前各号に掲げるもののほか、運用業務に関し必要な事項

4 基金は、法第百三十六条の四第三項の規定により運用受託機関に対して第一項第二号、第四号、第五号、第六号及び第七号に掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン (平成9年4月2日年発第2548号)】

三 理事

(4) 運用の基本方針

(策定)

- 理事長等は、運用の基本方針を策定しなければならない（法第136条の4参照）。
- 運用の基本方針は、基金の成熟度・積立水準、事業主の掛金負担能力・経営状況等、基金の個別事情に応じて、基金自らの判断の下に策定されなければならない。

(内容)

- 運用の基本方針においては、運用の目的、運用目標、資産構成に関する事項、運用受託機関の選任に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、自家運用に関する事項（自家運用を行う基金に限る。）、その他運用業務に関し必要な事項を定めなければならない（法第136条の4及び規則第42条参照）。
- 基金は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めるよう努めなければならない（規則第41条の5参照）。
- 政策的資産構成割合については、ALM分析（資産と負債のバランスが保てるように将来推計をするシミュレーションのこと。）等による将来にわたる資産及び負債の変動予測を踏まえ、基金の個別事情に応じて許容できるリスクの範囲内で最大のリターンを得るような資産構成を求める手法等の合理的な方法により、適切に定められなければならない。

(策定の手続き)

- 運用の基本方針は、理事会等基金内部での意思決定手続きにしたがって策定されなければならない。

(見直し)

- 運用の基本方針は、中長期的な観点から策定されるべきであるが、基金の状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しをしなければならない。

運用受託機関の選定・評価

【厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）】

（年金給付等積立金の運用）

第百三十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。

- 一 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものを除く。）
- 二 生命保険会社又は農業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み
- 三 金融商品取引業者との投資一任契約であつて政令で定めるものの締結

【厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）】

（信託又は保険の契約及び投資一任契約）

第三十条 法第百三十条の二第一項の規定による信託の契約は、その内容が次の各号に該当するものでなければならない。

2 （略）

3 法第百三十条の二第一項の規定による投資一任契約は、基金が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号口に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものでなければならない。

（投資一任契約）

第三十九条の五 法第百三十六条の三第一項第三号に規定する政令で定める投資一任契約は、第三十条第三項に規定する投資一任契約とする。

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン

（平成 9 年 4 月 2 日年発第 2548 号）】

三 理事

（5） 運用の委託

① 運用受託機関の選任・契約締結

（選任の基準）

○ 運用受託機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。

なお、資産の管理も行う運用受託機関の選任については、資産管理の委託に当たっての留意事項（（7）を参照）も遵守しなければならない。

（定量評価の基準）

○ 定量評価については、時価による収益率を基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマーク（市場動向の指標）を設定すること、他の同様の運用を行う運用受託機関の収益率との相対比較を行うこと等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする。

(定性評価の基準)

- 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制、運用状況の報告その他の情報提供内容などを総合的に考慮して行うものとする。

(義務の明確化)

- 運用受託機関と契約を締結するに当たっては、各契約の特性を踏まえ、運用受託機関の義務を明確にしておかなければならない。

(契約締結の手続き)

- 運用受託機関との契約は、当該運用受託機関の選任の理由を明らかにした上、理事会等基金内部での意思決定手続きにしたがって締結しなければならない。

② 運用受託機関の管理

(運用ガイドラインの提示)

- 理事長等は、運用の基本方針を踏まえ、文書による運用ガイドライン（規則第 42 条に規定する運用指針をいう。以下同じ。）により、各運用受託機関に対し、資産構成割合に関する事項、運用手法（運用スタイル）に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、その他運用業務に関し必要な事項を示さなければならない（法第 136 条の 4 及び規則第 42 条参照）。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、運用ガイドラインを提示する必要はない。

(報告の請求)

- 理事長等は、運用受託機関が契約及び運用ガイドラインに沿った運用を行っているかどうかを確認するため、運用受託機関に対し、運用の実態に関する正確かつ必要な情報の報告を求めなければならない。

(注) 情報の内容によっては、資産管理機関に対し報告を求めることが適当な場合がある。

- 理事長等は、運用受託機関に対し、少なくとも四半期ごとに、運用状況についての時価での報告を求めなければならない。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、当該契約に係る責任準備金に関する報告で差し支えない。

- 特に、他の資産と合同運用する商品で運用している場合、当該商品の運用方針、資産構成、運用状況、配当の考え方等、各基金の運用実績に影響を与える情報の報告を求めなければならない。

- そのほか、報告の内容には、運用受託機関の運用方針の変更、運用責任者や運用担当者的大幅な異動等の運用体制の変更等を含めることが望ましい。

(契約上の義務の違反)

- 理事長等は、運用受託機関が契約上の義務に違反した場合には、運用受託機関の責任を問わなければならない。

③ 運用実績の評価及び掛金の払込割合の変更等

(運用評価の期間)

- 運用受託機関の運用実績については、短期の運用実績に著しく問題がある場合等を除き、一定の期間（例えば、3年以上）の実績を評価することが望ましい。

(運用評価の基準)

- 運用評価の基準については、運用受託機関の選任・契約締結に当たっての留意事項(①)を参照。なお、運用評価の基準は、運用の基本方針及び運用ガイドラインにおいて明示するとともに、運用ガイドラインにより運用受託機関に提示しなければならない。

(掛金の払込割合の変更等)

- 掛金の払込割合の変更及び資産の移受管については、政策的資産構成割合を維持するために行う場合を除き、適切な評価に基づいて、基金自らの判断の下に行わなければならない。

(変更等の手続き)

- 掛金の払込割合の変更及び資産の移受管については、その理由を明らかにした上で、理事会等基金内部での意思決定手続きにしたがって行わなければならない。

④ 執行コスト等への配慮

- 有価証券の発注については、運用成果を最大化する観点から、取引手数料のみならずマーケット・インパクト・コスト（投資家自らの売買行動によって生じる取引価格の変動によるコスト）等の総取引コストが最小となるよう、発注の体制や方法等について運用受託機関から報告を求め、評価することが望ましい。

運用受託機関の責務

【厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）】

(行為準則)

第三十六条の五 基金が締結した次の各号に掲げる契約の相手方は、法令及び当該契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

- 一 第三十条の二第一項の規定による信託、保険若しくは共済の契約又は同項に規定する投資一任契約
- 二 第三十条の二第二項（第三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による信託の契約
- 三 第三十六条の三第一項各号に掲げる運用の方法に係る契約
- 四 第三十六条の三第三項に規定する年金給付等積立金の管理の委託に関する

**【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン
(平成9年4月2日年発第2548号)】**

七 運用受託機関及び資産管理機関
(忠実義務)

- 運用受託機関及び資産管理機関は、法令及び契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。(法第136条の5)

3. 基金のガバナンス・情報開示

代議員会

【厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)】

(代議員会)

第一百七十七条 基金に、代議員会を置く。

- 2 代議員会は、代議員をもつて組織する。
- 3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所(基金が設立された適用事業所をいう。以下同じ。)の事業主において設立事業所の事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。
- 4 代議員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。
- 6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
- 7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百八条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
 - 二 毎事業年度の予算
 - 三 毎事業年度の事業報告及び決算
 - 四 その他規約で定める事項
- 2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。
 - 3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

- 4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

**【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン
（平成9年4月2日年発第2548号）】**

四 代議員

（議決に当たっての留意事項）

- 代議員会は、規約の変更、毎事業年度の予算、事業報告及び決算その他基金の運営上の重要事項を決定する議決機関であるが、代議員は、議決に当たっては、もっぱら加入員等の利益を考慮し、これを犠牲にして加入員等以外の者の利益を図ってはならない（法第118条参照）。

（理事の業務執行の確認）

- 代議員会において、管理運用業務に関する事項の議決をする際には、代議員は、理事が管理運用業務を適正に執行しているかどうかを確認しなければならない。

（監査の請求）

- 代議員会は、監事に対し、基金の管理運用業務に関する監査を求め、その結果の報告を求めることができる（法第118条参照）。

（理事の交代の議決）

- 基金は、代議員会の議決により、規則第64条の2に規定する禁止行為（3（10）①の禁止行為）をした理事を、規約で定めるところにより、交代させることができる（法第120条の3参照）。

八 その他

（2） 代議員会への報告

（報告）

- 理事は、代議員会に対し、管理運用業務に関する情報を、正確に、かつ、わかりやすく報告しなければならない。

（報告の内容）

- 報告の内容としては、次の事項が考えられる。

ア 運用の基本方針及び運用ガイドライン

イ 運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、運用機関ごとの運用実績等）

ウ 理事会における議事の状況

- 代議員会に対しては、資産運用委員会における議事の状況その他の情報についても積極的に報告することが望ましい。代議員会からこれらについて報告の要請があった場合には、理事長等は、合理的な理由のない限り、拒否すべきでない。

加入員等への情報提供

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン (平成9年4月2日年発第2548号)】

八 その他

(3) 加入員等への業務概況の周知

(加入員への周知)

- 基金は、加入員に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに次の a 及び b の事項を、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法により周知させなければならない。(法第 177 条の 2 及び規則第 56 条の 2 参照)
 - a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - b 運用の基本方針の概要等
 - ア 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法
 - イ 書面を加入員に交付する方法
 - ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
 - エ その他周知が確実に行われる方法(例えば基金のホームページへの掲載など)
- 基金は、当該規約の変更を行った場合は、速やかにその周知を行わなければならない。
(加入員以外の者への周知)
- 基金は、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法を選択するときは、加入員以外の者(基金が年金たる給付又は一時金たる支給の義務を負っている者で、当該基金の加入員でない者)にも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。

事業主への情報提供

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン (平成9年4月2日年発第2548号)】

八 その他

(4) 事業主への情報提供

- 理事長等は、事業主に対し、定期的に、又はその求めに応じて、管理運用業務の状況に関する情報を提供しなければならない。

4. 事後チェック

監事による監査

【厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）】

（役員）

第百十九条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

- 4 監事は、代議員会において、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。
- 7 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

（役員職務）

第百二十条

- 4 監事は、基金の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

（理事長の代表権の制限）

第百二十条の四 基金と理事長（第百二十条第一項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下この条において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

【厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン

（平成 9 年 4 月 2 日年発第 2548 号）】

五 監事

（監査の実施）

- 監事は、自ら又は代議員会の求めにより、基金の業務を監査する（法第 120 条参照）。監査は「厚生年金基金監事監査規程要綱」（昭和 41 年 11 月 30 日年発第 549 号厚生省年金局長通知）に定められた事項を基準として、監査規程を設け、適正かつ厳正に監査を実施しなければならない。

（監査に関する責任）

- 監事は、基金から委任を受けて監査業務を遂行する。このため、監事は、監事として通常要求される程度の注意をもって、理事の業務執行の状況を監査しなければならない。

（代表権の行使に関する責任）

- 理事長が利益相反行為につき代表権を制限された場合、監事が基金を代表する（法第 120 条の 4 参照）。この場合、監事は、代表権の行使に当たり、基金に対し理事長と同様の責任を負う。